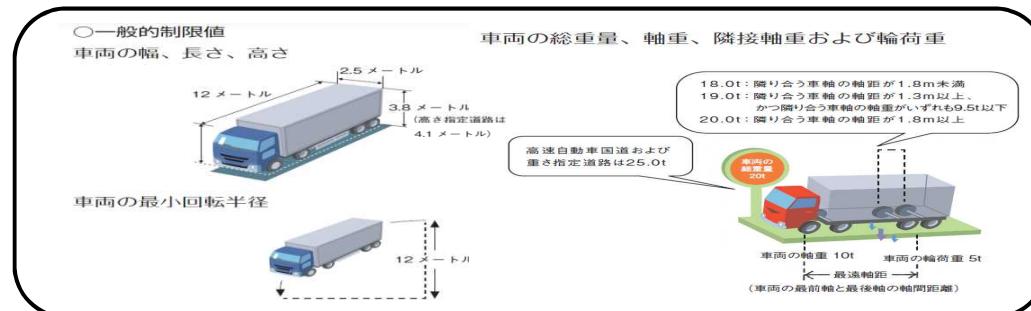


## 京都府警察本部との合同取締り(特殊車両・過積載)の実施結果について

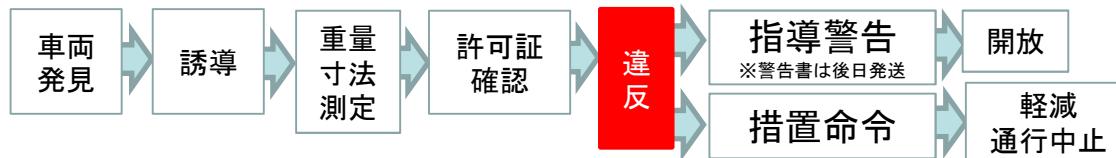
道路構造の保全と交通の危険防止を図る為、京都府警と合同で特殊車両及び過積載の取締りを実施しました。  
取締りの結果は右のとおりです。

### 特殊車両とは

下記の寸法や重量の「一般的制限値」を1つでも超える場合は、通行許可が必要です。道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めており、この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。



### 特殊車両取締りの流れについて



### 違反車両への対応について

無許可の車両や許可条件に違反した車両の通行により道路構造物の劣化を早めることとなることから、これらの違反車両には文書による指導警告または措置命令を行います。繰り返し違法走行を行っている者には事務所に呼び出しは正指導を行う他、違反者の名称等を公表するなどの措置を講じます。

## 特殊車両取締結果

令和元年5月17日(金)

午前10時～12時

### 八幡車両計量所

(京都府八幡市戸津堂田地先)

国道1号の京都府と大阪府の境より京都方面に約1.4km

(過積載車両除く)  
**取締台数 9台**

うち 違反件数

・口頭指導 2台  
・警告 5台

